

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2025（令和7）年6月2日

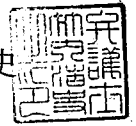
5

第4準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

10

原告 竹内浩史



記

15

1 本年4月の最高裁人事により、岐阜地裁から名古屋地裁に異動され、この裁判を新たに担当することになった裁判長を含む裁判官3名の方々に対し、弁論更新を兼ねて、本準備書面において、現在の原告の主張を述べる。

20

なお、原告は、訴訟で被告となっている国の訟務検事を「判検交流」により経験したことがある裁判官については、原則として裁判官忌避の申立てをし、当該裁判官に忌避事由の無いことを弁明させるべきであると提唱している。新裁判長の経歴には法務省勤務歴が認められるが、訟務検事ではなかったようであるから、現時点ではこの申立てはしないこととした。

25

しかし、本件訴訟を含む国を相手取った重要な裁判において、被告の訴訟代理人に就任しているのは、「判検交流」により一時的に訟務検事となっている裁判官出身者である。このような裁判官と訟務検事との人事交流は、弁護士を初めとする国民の裁判に対する信頼を失墜する大きな原因となっている。裁判官の定員充足が全く果たされていない現状においてすら、法務省の訟務検事には気前よく裁判官を送

り出す最高裁事務総局の感覚は、最近のNHK朝ドラ「虎に翼」のロケ地として有名になった名古屋市政資料館（旧名古屋控訴院）に残されている戦前の法廷の如く、共に司法省の役人であった裁判官と検察官が法壇上で並び、国民を見下していた当時と精神的には連続していると思われる。

5 2 原告は、司法修習（39期）を終えて16年間、弁護士（当時の名古屋弁護士会所属）として活動した後、中部弁護士会連合会から推薦されて判事に任官し、以来22年間にわたり、東京・川越・横浜・大分・大阪・名古屋・津と全国転勤して裁判官を務め、その間、憲法76条3項のいうところの「良心」に従い「独立」して裁判をしてきたという自負がある。

10 しかし、本年3月末日限りで、65歳の定年まで約2年半を残して早期退職制度により依願退官した。本年4月からは、立命館大学法務研究科（ロースクール）常勤教授（民事訴訟法担当）を務めながら、愛知県弁護士会に再登録して弁護士活動を再開している。

15 3 原告の依願退官の主要な動機は、現職の同期とは明らかに異なって、高裁部総括に昇格してもらえないことが明瞭となり、定年まで判事3号に留め置かれることも明確となって、そのような露骨極まりない最高裁事務総局の差別的な裁判官人事に愛想を尽かしたことにある。

同様の差別的な裁判官人事は、既に日本史上の著名事件となっている約半世紀前の宮本康昭裁判官及び福島重雄裁判官の例を初めとして、あまた繰り返されてきたことは公知の事実であり、最近に限った名古屋高裁管内の有名な裁判官の人事だけを拾っても、東京地裁民事第3部（行政事件専門部）で国に厳しい判決を繰り返して「国敗れて三部あり」と評された藤山雅行裁判官が定年退官まで名古屋高裁部総括に止め置かれて東京高裁部総括に異動されなかったことは、明らかな差別的人事であると多くの裁判官によって認識されており、その旨を著書等で指摘する元裁判官は原告以外にも少なくない。他にも、福井地裁部総括として原発差止めの裁判を繰り返した樋口英明裁判官は、民事部から外されて名古屋家裁部総括に異動して定

年退官し、仙台高裁部総括として行政に厳しい判決を繰り返した小林久起裁判官は地元の名古屋高裁にすら戻されないまま昨年4月に在職死亡された。昨年9月に定年退官した長谷川恭弘裁判官についても、前任地の札幌高裁部総括から東京又は大阪の高裁部総括にはされず、名古屋高裁部総括を最後とされた点で、同様の見方が可能である。

そして、原告は、次の任地として何度も繰り返し希望していたにもかかわらず、その名古屋高裁部総括の後任あるいは他の高裁部総括にすら昇格されなかった。

4 最高裁事務総局は、このようにして、約半世紀にわたり、いわゆるハト派・リベラル派・人権派と目された裁判官たちに対し、少なくとも他の裁判官には分かるように露骨な冷遇を繰り返し、見せしめにしてきた旨、多数の識者が指摘している。最新のものとしては、本年5月8日に刊行されたばかりの後藤秀典「ルポ司法崩壊」（地平社）が挙げられる。同氏の前著「東京電力の変節」が大反響を呼んで以来、例えば原発訴訟の被告側に有利な判決を繰り返している最高裁裁判官の人事、及び、最高裁事務総局人事局による下級裁判所裁判官に対する意図的・差別的な人事は、白日の下に晒されて、良識的な多くの国民の指弾を受けるに至っている。もはや、司法に対する国民の信頼はまさしく「崩壊」寸前と言ってよい状況である。本年6月16日には、昨年が続いて、原発訴訟の原告団などが中心となって最高裁包囲行動が予定されている。このような危機的な司法の状況は、約半世紀前の「司法の危機」の時代以来である。

5 原告が前回口頭弁論においても釈明を求めたにもかかわらず、被告は、原告に対する人事評価について、抽象的な制度論を繰り返すばかりで、何ら具体的な主張立証をしない。他の行政庁や民間企業に対する同種裁判ではあり得ない態度である。被告は、このような応訴態度に終始したところで、裁判所は原告に対する差別を推認する判決を決してできないであろうと甘く見ているのであろうが、当然の事ながら、最高裁事務総局の「裁判をしない裁判官」たちの意向からも独立して判断をすべき下級審裁判官たちを愚弄するものである。

被告が十分な準備期間を与えられながら、原告に対する低評価の理由を具体的に主張立証することができなかった以上、原告には低評価に甘んじるべき理由は存在せず、被告が仮に今後何らかの理由らしきものを主張したとしても、全て苦し紛れの後付けの弁解であると推認されるべきである。

5 6 原告が何よりも心配するのは、今後、このような最高裁に採用願を出して裁判官を志願する者が激減し、その資質が著しく低下してしまうことである。既にその予兆はあり、司法研修所は優秀な司法修習生の獲得競争において、東京の巨大ローファームに連戦連敗を重ねている。最高裁事務総局、取り分け裁判官人事の問題性については、現職裁判官当時に著書（甲第1号証）で指摘した原告のみならず、元裁判官の代表的なところだけでも、瀬木比呂志（当時明治大学教授）、岡口基一（最近では週刊「SPA!」（扶桑社）において「裁判官失格（クビ）」を連載中）ら多数の論者が指弾している。原告も、司法の改革の方向に明らかに逆行している現在のような裁判所であれば、決して弁護士任官を志願することはなかったであろう。

10 7 本件訴訟は、裁判官志望者を含む国民を失望させるばかりの最高裁事務総局の裁判官人事、広くは司法政策を改めさせることを究極の目的とする「政策形成訴訟」であり、公共訴訟のクラウドファンディング「CALL4」にもエントリーさせていただいている。

20 本件訴訟で問題にしている地域手当差別も含めて、早急に裁判官人事を是正しなければ、今後も裁判官志望者の激減は必至であるのと同時に、現職の下級審裁判官の士気の低下も必然的であり、日本の司法は座して「崩壊」を待つだけとなることを元裁判官として危惧している。

以上